

**特集 2**

**犯罪被害の実態（犯罪被害の暗数と精神障害を有する者等の性犯罪被害）**

**—令和7年版犯罪白書を読む**

# **令和7年版犯罪白書を読んで**

**—特集部分に関して（「精神障害を有する者等の性犯罪被害」を中心に）**

武庫川女子大学教授  
**大岡由佳** Yuuka Ooka

## I はじめに

令和7年版犯罪白書によると、不同意性交等の認知件数は、平成15年に2,472件を記録した後、減少傾向にあったものの、平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行されたことにより、従来の強姦が強制性交等に改められるなどし、令和5年6月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が成立し、強制わいせつや強制性交等が不同意わいせつや不同意性交等に改められ、これらの罪の構成要件等が変わるなどした法改正と軌を一にして、件数が増加してきた。その結果、令和6年認知件数は、3,936件と大幅に増加している。

性被害について多面的な分析が待たれるところであるが、このたび刊行された犯罪白書の特集として、「犯罪被害の実態」と題して、法務総合研究所がこれまで定期的に実施してきた「犯罪被害実態（暗数）調査」の結果と新たに同研究所が報告した「精神障害を有する者等の性犯罪被害」に関する研究の結果が取り上げられた。「精神障害を有する者等の性犯罪被害」について、いまだかつて性犯罪に特化して被害実態を詳細に明らかにした調査は国内外を見て多くはない。また、精神障害を有した被害者に焦点を当てた研究となるとほとんど見当たらない。潜在化しやすい精神障害を持った性犯罪

被害者の実態が明るみに出た意義は大変大きい。

本稿では、令和7年版犯罪白書の特集部分のうち、「精神障害を有する者等の性犯罪被害」の結果を中心に御紹介するが、これらの結果は、法務総合研究所研究部報告68として発行された研究報告書を基にしていることから、一部、白書の内容に加え、同研究所の報告書を引用しつつ、この素晴らしい結果から明るみに出た知見を紹介し、そこに筆者による考察を試みる。

## II 精神障害を有する者等の性犯罪被害の実態

### 1 調査対象

#### (1) 調査対象事件・調査対象被害者

平成30年から令和4年の間に、強制性交等（現、不同意性交等）により、有罪判決の言渡しを受けた事件で、かつ、検察官が犯罪の成立や情状に関して被害者が精神障害を有する者であると判断している事件で、調査開始時点で有罪判決が確定していた被害者176人（以下、「精神障害あり群」）を対象とした。

比較対象として、令和4年から1年間の強制性交等で有罪判決の言渡しを受けた事件で、検察官が精神障害を有しない者であると判断している事件で、調査開始時点で有罪判決が確定していた被害者349人（以下、「精神障害なし群」）